

資料1. 計画改定のための体制

墨田区障害者施策推進協議会設置要綱

昭和 57 年 4 月 10 日
57 墨厚厚発第 178 号

(設置)

第1条 墨田区障害者行動計画の推進及び改定にあたり、障害者及びその関係者と協議するため、墨田区障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進協議会は、委員 22 人以内をもって構成する。

2 推進協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、学識経験者、区議会議員及び関係行政機関等の職員のうちから区長が委嘱又は任命する。

(会長等)

第3条 推進協議会に会長を置く。

- 2 会長は、推進協議会の委員のうちから区長が選任する。
- 3 会長は、会議を主宰し、総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。
- (2) 墨田区障害者行動計画の改定に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項

(招集)

第5条 推進協議会は、区長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任機関とする。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席 1 回につき別に定める額の報酬を支給する。ただし、区の職員には支給しない。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

墨田区障害者施策推進協議会委員

	氏 名	所 属 等
障害者団体等の代表者	今 村 等	墨田区障害者団体連合会
	浮 嶋 松 男	墨田区障害者団体連合会
	阿 部 美 津 子	墨田区障害者団体連合会
	大 山 洋 子	墨田区障害者団体連合会
	木 田 香 津 江	墨田区障害者団体連合会
	三 浦 八 重 子	墨田区精神障害者を守る家族会
	江 口 利 一	墨田区身体障害者相談員
	前 田 君 代	墨田区知的障害者相談員
学識経験者	椋 木 昭 三	墨田区民生委員・児童委員協議会
	西 山 恒 八	墨田区社会福祉協議会
	森 川 政 男	(株)ハクワクリーニング商会代表取締役
区議会議員	中 沢 進	墨田区議会議員
	小 池 武 二	墨田区議会議員(平成 17 年 5 月 26 日まで)
	阿 部 幸 男	墨田区議会議員(平成 17 年 5 月 27 日から)
	坂 岸 栄 治	墨田区議会議員
	鈴 木 順 子	墨田区議会議員
	阿 部 喜 美 子	墨田区議会議員
	木 村 た け つ か	墨田区議会議員
関係行政機関の職員	鈴 木 綾 子	東京都立墨田養護学校長
	森 本 芳 男	心障学級設置中学校代表(本所中学校長)
	川 東 美 智 子	墨田公共職業安定所統括職業指導官
	澤 節 子	墨田区保健所所長

墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日5

墨厚厚第555号

(設置)

第1条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、助役とする。

4 本部員は、収入役、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項。

(招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生・児童課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年5月1日から適用する。

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会構成員

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会構成員	
企画経営室	企画・行政改革担当課長
総務部	総務課長
区民部	窓口課長
地域振興部	自治振興・女性課長
地域振興部商工担当	生活経済課長
地域振興部環境担当	リサイクル清掃課長
福祉保健部	厚生・児童課長、保護課長、子育て支援課長、障害者福祉課長
福祉保健部高齢者福祉担当	介護保険課長、高齢者福祉課長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
都市計画部	都市計画課長
都市計画部都市整備担当	都市整備課長、土木管理課長
教育委員会事務局	庶務課長、生涯学習課長
墨田区社会福祉事業団	管理課長

障害者行動計画改定ワーキンググループ構成員

委員長	福祉保健部 障害者福祉課長
副委員長	福祉保健部 厚生・児童課長
委員	企画経営室 企画・行政改革担当主査
	企画経営室 政策担当主査
	地域振興部 自治振興・女性課施設主査
	福祉保健部 厚生・児童課厚生主査
	福祉保健部 子育て支援課子育て支援主査
	福祉保健部 保護課管理主査
	高齢者福祉担当 介護保険課給付主査
	高齢者福祉担当 高齢者福祉課高齢者支援主査
	保健衛生担当 保健計画課保健計画主査
	都市計画部 都市計画課都市計画主査
	都市整備担当 都市整備課事業推進主査
	教育委員会事務局 学務課学校事務・就学相談主査
	教育委員会事務局 生涯学習課生涯学習主査
	(社)墨田区社会福祉事業団すみだ福祉保健センター事業課主査
(社)墨田区社会福祉協議会経営・企画担当	

■ 墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 17 年 5 月 20 日(金) 午後 1 時 30 分～3 時 墨田区議会 第 1 委員会室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定について
第 2 回	平成 17 年 11 月 14 日(月) 午後 3 時 30 分～5 時 リバーサイドホール会議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について
第 3 回	平成 18 年 2 月 21 日(火) 午前 10 時～11 時 30 分 リバーサイドホール会議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定(素案)について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部検討経過(障害者行動計画関係)

第 1 回	平成 17 年 11 月 10 日(木) 午前 11 時～12 時 墨田区役所 庁議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について 2. 墨田区障害者行動計画の進捗状況について
第 2 回	平成 18 年 2 月 7 日(火) 午前 11 時～12 時 墨田区役所 庁議室	1. 第 3 期墨田区障害者行動計画(後期)中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について 2. 「第 3 期墨田区障害者行動計画(後期)」素案について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過(障害者行動計画関係)

第 1 回	平成 17 年 10 月 27 日(木) 午前 10 時～12 時 リバーサイドホール会議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について 2. 墨田区障害者行動計画の進捗状況について
第 2 回	平成 18 年 1 月 27 日(金) 午後 1 時 30 分～3 時 墨田区役所 122 会議室	1. 第 3 期墨田区障害者行動計画(後期)中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について 2. 「第 3 期墨田区障害者行動計画(後期)」素案について

■ 障害者行動計画改定ワーキンググループ検討経過

第 1 回	平成 17 年 5 月 30 日(月) 午後 3 時～4 時 墨田区役所 82 会議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定体制について 2. 計画改定の方向性について
第 2 回	平成 17 年 10 月 19 日(水) 午後 4 時～5 時 墨田区役所 131 会議室	1. 「第 3 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について

資料2. 用語(キーワード)の解説

あ行	アクセシビリティ	情報やサービスなどが、さまざまな人にとって利用しやすいかどうかを表す言葉であり、特にインターネットにおいて、障害などの理由により制約ある条件で利用している人にも内容が伝わるようにホームページが作られているかどうか、という意味で使われます。
	ADHD(注意欠陥多動性障害)	「Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder」の略で、注意集中が難しい、多動・落ち着きがない、衝動的で思いついたら行動に移してしまう、といった症状を特徴とする発達障害の一種であり、通常、7歳までに症状があらわれ、その状態が続きます。生まれつきの中枢神経系の障害が原因とされています。
	LD(学習障害)	「Learning Disorder」の略で、全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、書く、推理するまたは計算する能力のうち特定のものを習得するのに著しい困難がある状態のことです。ADHDと同様に、生まれつきの中枢神経系の障害が原因とされており、注意集中・多動の障害や社会性・運動面での困難をあわせもつことが多いとされています。
	NPO	「Non-Profit Organization」の略で、日本では非営利団体や非営利組織などと訳されており、営利を目的としない、公益活動を行う民間の団体をさします。保健福祉分野における新たなサービスの担い手として注目されています。
か行	ガイドヘルパー	重度の障害のある人が外出するときに、付き添いを専門に行う介護人のことです。
	グループホーム・ケアホーム	自宅での生活が困難な人が、地域において共同で生活することです。障害者自立支援法に基づくサービスとして、従来のグループホーム(共同生活援助)に加え、平成18年10月より、新たに、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するケアホーム(共同生活介護)が対象となります。
	ケアマネジメント	障害者の地域における生活を支援するために、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズとさまざまなサービスや地域の社会資源を結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにするしくみのことです。
	高機能自閉症・アスペルガー症候群	発達障害の一種であり、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。
	高次脳機能障害	交通事故などの脳外傷、脳卒中などの疾病、低酸素障害などが原因で脳が損傷し、思考、記憶、行為、言語、学習、注意などに障害が起きた状態です。同障害者の多くは外見からはわかりにくく、本人も自覚していないことが多いのですが、実際には日常生活を送るためのケアが必要な人が多く、福祉サービスや社会復帰のためのリハビリなどの支援体制の確立が課題となっています。

さ行	スペシャルオリンピックス	4年に一度行われる、知的障害のある人の国際スポーツ大会であり、順位は決定されるものの、最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰される、といった特徴がある大会です。
	成年後見制度	判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等を保護するための民法上の制度です。
た行	通級指導学級	小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴等のある児童・生徒に、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、個々の障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態のことです。
な行	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、社会の一員として、お互い尊重しさえあひながら、地域のなかでともに生活する社会こそがあたりまえの社会である、という考え方です。
は行	発達障害	脳機能の障害により、心身の成長発達の途上で何らかの歪みや遅れなどがあらわれる状態をさします。これまで制度の谷間となっており、十分な対応がなされていなかった発達障害者の自立と社会参加を支援するため、平成17年に施行された発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものを発達障害と定義しています。
	パラリンピック	オリンピックの直後に、その開催地で行われる、身体に障害のある人の国際スポーツ大会のことです。平成16年の第12回夏季大会では、知的障害のある人の競技も実施されています。
	ピアカウンセリング	相談者と同様の経験をもつ当事者が、自己の体験や経験等に基づいて問題をもつ人の相談に応じ、問題の解決を図ることです。
	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」で、雇用者に占める障害者のある人の割合が一定以上であるよう事業主に義務づけられており、その割合のことをさします。一般の民間企業では1.8%、官公庁では2.1%と定められています。
や行	ユニバーサルデザインとバリアフリー	ユニバーサルデザインは、製品、建物、環境について、障害のある・なしにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方のことです。すでにあるバリア(障壁)を取り除くバリアフリーに対して、ユニバーサルデザインでは、すべての人に対して最初からバリアを生み出さないことを意味します。
ら行	レスパイトサービス	障害のある人の家族に休息の時間を確保し、一時的に介護の負担から開放することによって、日頃の心身の疲れの回復を図るサービスです。

すみだノーマライゼーション推進プラン21
～第3期墨田区障害者行動計画（後期）～

平成18(2006)年3月

発行：墨田区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL (03) 5608-6151 FAX (03) 5608-6403

編集：墨田区福祉保健部